

公文書部分公開決定通知書

横保生第27号
令和6年(2024年)5月28日

北川 靖之 様

横須賀市長 上 地 克 明



令和6年4月22日に公開請求がありました公文書については、次のとおり公開することに決定しましたので、横須賀市情報公開条例第11条第2項及び第3項の規定により通知します。ただし、当該公文書には、公開することができない部分があることを御了承ください。

公開請求に係る公文書の名称又は内容	食品営業許可施設情報のうち、横須賀市指令保生第[]号 店名 [] にかかるもの。
公開の実施方法	写しの交付
公開の日時及び場所	郵送により交付しますので、令和6年6月11日（火）までに手数料及び郵送に要する費用を市政情報コーナーまでお送りください。
公開しない部分の概要及び理由	(概要) 申請者個人の住所及び電話番号、食品衛生責任者氏名、食品衛生責任者資格名・取得日・資格番号 (理由) 条例第7条第1号（個人に関する情報）該当 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものであり、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため。
公開しない理由が消滅する期日	
事務担当課	保健所生活衛生課 電話 046-824-2191

注1 公開しない理由が消滅する期日の欄は、1年以内に公開しない理由が消滅する場合に記入してあります。

2 公開の実施に際しては、この通知書を提示してください。

この決定について不服のある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横須賀市長に対して審査請求をすることができます。また、前記の審査請求をしなくても、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横須賀市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

